

ジョホール日本人学校 通学バス運営委員会会則

第 1 条 (名称)

本会を「ジョホール日本人学校通学バス運営委員会」と称する。

第 2 条 (目的)

ジョホール日本人学校に在籍する児童・生徒の安全且つ円滑な通学を図るバス運営を目的とする。なお、教育計画に基づき別途運行する学校行事等のバス手配は学校事務局が行う。

第 3 条 (運営委員会の構成)

当会は次の 8 名を以って構成する。

- (1) 通学バス利用保護者代表 (通学バス運営委員) 2 名
- (2) 学校代表 (校長、事務長、通学バス担当教員) 3 名
- (3) P T A 代表 (P T A 会長、副会長) 2 名
- (4) バス業者代表 (準構成委員) 1 名

なお、バス運営委員の定数は、変更の可能性あり。バス運営委員が 3 名以上の場合は、そのなかよりバス運営委員長を置く。さらに、オブザーバーとして必要に応じて、学校運営委員長、日本人学校教頭を置く。

第 4 条 (委員の任期)

- (1) 通学バス利用保護者代表 (通学バス運営委員) 1 年と 1 か月
通学バス運営委員の任期は 1 年と 1 か月とする。なお、任期中に欠員が生じた場合、各コースの輪番表で、次の者を繰り上げとする。後任委員の任期は前任者の残任期間とする。(ただし 3 学期以降繰り上がった場合は、次年度も継続してその任に当たる。)
- (2) 学校代表 (校長、事務長、通学バス担当教員) 在職期間中
- (3) P T A 代表 (P T A 会長、副会長) 在任期間中
- (4) バス業者代表 (準構成委員) 通学バス利用期間中

第 5 条 (委員等の職務)

- (1) 通学バス運営委員 : 通学バス運営委員会の招集、進行、記録、利用保護者への連絡、バス会社との連携・折衝(個別の案件以外)、通学バスに関わる会計業務の学校事務局へ委託。
- (2) 学校代表 ① 校長 (相談役) : 相談役として、必要に応じて運営委員を補佐。
② 事務長 : 学校事務局に委嘱された会計業務の監督。
③ 通学バス担当教員 : 学校ホームページへの必要事項の掲載指示、通学バス業者への月間行事予定のデータ送付等。
- (3) P T A 代表 (P T A 会長、副会長) : 必要がある場合、バス運営委員の要請により、P T A を代表して通学バス運営委員会へ参加。
- (4) 通学バス業者代表 (準構成委員) : 必要がある場合、バス運営委員の要請により、バス業者を代表して通学バス運営委員会へ参加。
- (5) 学校事務局員 : 通学バス運営委員会より委嘱された会計事務の遂行。
- (6) 監 査 : ジョホール日本人学校運営委員会会計担当が本会の会計関係の監査に当たる。

第 6 条（バス運営委員会）

本会は、通学バス運営委員が召集し、次のとおり開催する。

- (1) 学校の学期毎に 1 回。
- (2) バス業者との契約更新前。
- (3) その他、必要と認めた時。

第 7 条（審議、決議）

本会は、次の事を審議し決定する。

- (1) 通学バス運行に係る基本事項（バス料金の決定、路線の改廃・運行計画等）。
- (2) バス業者との契約内容並びに更新等。
- (3) 重大な事故、及びバス利用者の保護者からの要請による問題の解決方法。
- (4) その他、バス運営に関する重要事項。

第 8 条（会計）

本会の所要経費の支出は、次の収入を以って充てる。

- (1) 通学バス利用代金（なお、原則として 4 か月単位で徴収する。）
- (2) その他の関連収入。

第 9 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 10 条（決算報告）

本会は、各学期終了後、利用者の保護者に対して決算報告を行う。

第 11 条（免責）

本会は、バス運行に関して発生した事故に対し、善意の第三者としてその事由の如何を問わず一切の責任を負わない。

第 12 条（その他）

上記の各条項に該当しない項目に関しては、別途協議の上決定する。

第 13 条（快速の改廃）

本会の会則は、バス運営委員会の決議により改廃する事が出来る。

附則

この会則は、平成 9 年（1997 年）4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 10 年 7 月 18 日付で第 5 条第 6 条を改訂し即日施行する。

この会則は、平成 10 年 11 月 14 日付で第 3 条第 5 条第 6 条を改訂、又、第 12 条を新たに制定し、前第 12 条以下順次繰下げの上、即日施行する。

この会則は、平成 11 年 7 月 7 日付で全面的に改訂し、即日施行する。

この会則は、平成 19 年 1 月 8 日付で全面的に改訂し、即日施行する。

この会則は、平成 20 年 3 月 27 日付で第 3 条・組織図、第 5 条を改訂し、即日施行する。

この会則は、平成 28 年度 10 月 5 日付で第 3 条を改訂し、即日施行する。

この会則は、平成 29 年度 2 月 28 日付で第 3 条（4）を改訂し、即日施行する。

この会則は、令和 3 年度 8 月 31 日付で全面的に改訂し、同年 9 月 1 日施行する。

（ただし、委員の改編に関する第 3 条、4 条、5 条は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。）